

補助金公募要項

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金



補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version11(2021.7.6)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

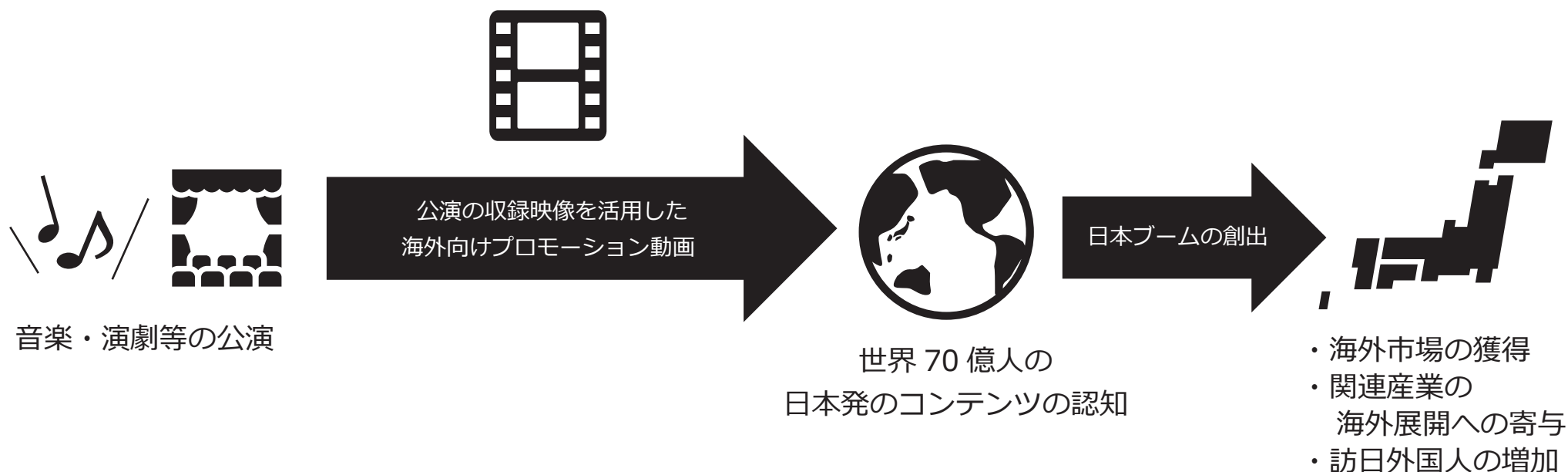
02	はじめに
03	用語集
04	実施期間
06	対象分野
07	申請者
09	対象事業
15	補助率・補助上限額
16	申請可能件数
19	補助対象経費
27	交付額事後調整
28	事業の流れ
30	応募資格・事業者登録
35	申請
49	審査
50	採択・交付決定
52	事業変更
56	実績報告
60	確定検査
70	注意事項

02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野をいう。）の国内における公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対して、補助金を交付することにより、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、「日本ブーム創出」を通じた「関連産業の海外展開の拡大」及び「訪日外国人等の促進」につなげることを目的としています。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。**！ 対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。**

補助率

本補助金では「対象経費の2分の1」を補助します。

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締切り、締切りから2週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、配信開始日から90日以内とします。

！ 事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

計画変更

事情により事業計画に変更が生じる場合は、速やかに事務局担当者に報告してください。必要な手続案内します。

！ 事務局に連絡しないまま事業内容が変更されると、補助金を交付できなくなるおそれがあります。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

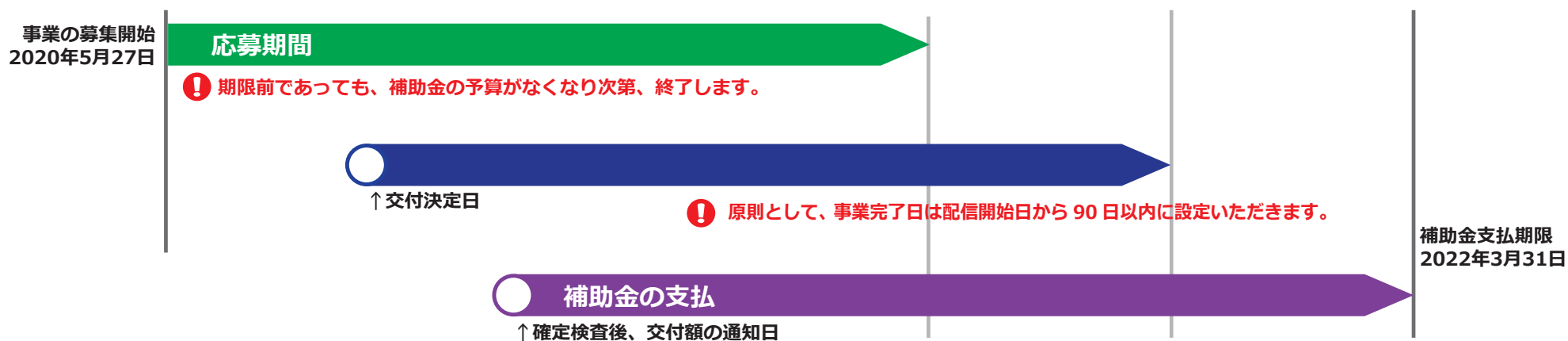
補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。(毎月10日、20日、30日に締め切り、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます)

04 実施期間

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2020年5月27日より2022年3月31日までとなっています。(予算の繰越しに伴い、延長されました。)
補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記のとおり設定されていますのでご注意ください。

申請の対象となる公演実施日は定期的に更新して行く予定です。
詳細は次頁をご参照ください。



この補助金事業の実施期間

- 令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」について、令和3年度への繰越しが実施されました。
- 繰越しに伴い、本補助金の実施期間は2022年3月31日まで延長されました。なお、申請可能件数の算出の対象となる期間は、2020年2月1日から、すべての地域において緊急事態宣言が解除されるまでに予定していた公演が延期・中止となった期間までに変更となりました。(16頁参照)
- 2020年10月5日以降、申請可能な事業期間を右記の表のとおり1か月ごとに定期的に更新して行きます。

例：2021年7月20日の公演を申請する場合
→2021年2月13日以降に申請可能

- 期限前であっても、補助金の予算がなくなり次第、終了します。
なお、J-LODliveのウェブサイトにて、順次予算消化率を更新しています。

申請可能な公演日	申請受付日
2021年3月31日までの公演	2020年10月5日以降
2021年4月30日までの公演	2020年11月7日以降
2021年5月31日までの公演	2020年12月5日以降
2021年6月30日までの公演	2021年1月16日以降
2021年7月31日までの公演	2021年2月13日以降
2021年8月31日までの公演	2021年3月13日以降
2021年9月30日までの公演	2021年4月10日以降
2021年10月31日までの公演	2021年5月15日以降
2021年11月30日までの公演	2021年6月12日以降
2021年12月31日までの公演	2021年7月10日以降
2022年1月30日までの公演	2021年8月7日以降
2022年2月28日までに 事業完了する公演	2021年9月4日以降

06 対象分野

コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 8 条から第 11 条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する分野を対象としています。

音楽

ポップス/ロック

歌謡曲/演歌

アニメ

ジャズ

クラシック

演劇

演劇

ミュージカル

舞踊

伝統芸能

歌舞伎

雅楽

能楽

文楽

組踊

芸能

落語

漫才

講談

漫談

浪曲

歌唱

国内で今後、日本発のコンテンツ（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）の公演の主催者となる法人

- ※1 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により 2020 年 2 月 1 日からすべての地域において緊急事態宣言（*）が解除されるまでに予定していた国内外の日本発のコンテンツの公演を延期・中止した主催者に限ります。
- * 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和 2(2020) 年 3 月 28 日（令和 3 年 1 月 7 日変更）」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指します。
- ※2 日本発のコンテンツとは、以下の (1) または (2) に該当するものをいいます
- (1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている）
- (2) 日本国民がその実演に主体的に関与しているコンテンツ
（例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）
- ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。

08 申請者

※3 申請者は以下が該当します。

- (1)日本の法令に基づき 設立された法人 ※非営利法人を含む
- (2)地方自治法で定められた地方公共団体

※4 主催者とは、チケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し当該公演のリスクを負っている法人をいいます。

なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。

- ・延期・中止した公演の主催者と異なる者であっても、主催者と実質的に同視できる以下の者も申請できます。
 - 主催者の子会社・関連会社（または親会社）
 - 個人が当該主催者であった場合における、当該個人が代表を務める法人

日本発のコンテンツの海外展開の促進というこの補助金事業の目的に沿った、**国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施し（①）、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信する（②）事業**

※交付決定日以降に実施する事業が対象です。

※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

※公演実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等および業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しない事業に限ります。

10 対象事業

①「国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施」について

- 有料の通常公演のほか、以下の公演も対象になります。
 - ✓ リアルタイムフル配信による無観客の公演（遠隔の複数スタジオをオンラインで同時接続するリアルタイム公演も含む）
 - ✓ 鑑賞料（入場料や視聴料）が無料の公演
 - ※ 延期・中止した公演と必ずしも同一内容である必要はありません
- 例えば、以下の公演は対象外です。
 - ✓ 商業施設等への集客を目的とする公演
 - ✓ 企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演 等

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、以下のとおり、無観客公演の「リアルタイムフル配信」の要件を緩和します。

- 例外 1（生配信の一部に収録映像を使用）

2020年8月26日以降に開催される公演につき、実演時間（例えば、音楽公演であれば演奏・歌唱時間）の過半数が生配信映像を使用する場合には、配信の一部に収録映像を使用する場合においても対象事業として認めます。

 - ✓ リアルタイムフル配信の案件同様、交付額事後調整の対象外とします。
 - ✓ 交付決定日以降に収録した、当該採択案件のための映像素材の制作費用も対象経費とします。ただし、他の対象経費同様、審査委員会において費用の合理性の判断がなされます。
 - ✓ 交付決定日前に収録した映像素材も、上記の割合の範囲内で使用することはできますが、その費用は補助対象外経費となります。

●例外2（完全事前収録）

2020年10月5日以降に新たに申請する公演につき、以下のすべての条件を満たす場合には、特別に公演の全編に事前収録映像を利用することを認めます。

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、無観客リアルタイムフル配信の実施回避を会場から求められている場合（様式あり。47頁参照）。
- ✓ 理由書（様式あり。47頁参照）の内容が妥当であると審査委員会で判断された場合。
- ✓ 対象となる公演は、2020年10月5日以降に新たに申請する公演に限ります。
- ✓ 交付決定日以降に収録する場合に限ります。

12 対象事業

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」について

●内容

✓動画は、コンテンツの内容をプロモーションするという観点から、実演（例えば、音楽公演であればMC等ではなく、演奏・歌唱）に関する収録映像を使用する必要があります。

●本数

✓1申請につき1本以上制作・配信することが原則です。ただし、海外展開のための効果的なプロモーションを実施する観点から、以下の場合はこの限りではありません。

(1) 同一演目の公演を同じ会場で複数回実施した場合：

・特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。

(2) 同一演目の公演を複数の会場で実施した場合：

・複数の会場の公演の収録映像を組み合わせた動画または特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。

✓制作・配信する動画の本数に上限はありません。

●時間

✓動画の長さは最低5分以上（上限なし）とします。なお、その他に動画を制作・配信する場合には、その長短は問いません。

✓動画は、過半数の時間を公演の収録映像が占める必要があります。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（収録映像が一切使われていない動画は認められません）。

●掲載情報（※本補助金を利用して制作された全てのプロモーション動画が対象）

✓**公演名・日時・場所の情報およびロゴマーク**（次頁参照）を**動画内に掲載**する必要があります。なお、同一演目の公演を複数回実施した場合には、各回の日時・場所をすべて掲載する必要があります。

✓出演者のプロフィール、あらすじなどの掲載も可能です。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲載も推奨されます。

✓**動画内に掲載する公演名、日時、場所の情報**は、**展開先の国・地域の公用語**（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。



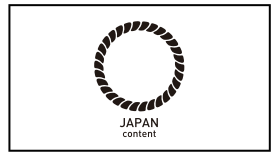
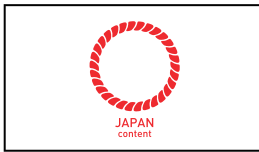

✓動画内における各情報の掲載方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

●配信方法・期間（※本補助金を利用して制作された全てのプロモーション動画が対象）

✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体（会員登録が必要な場合も含む）で配信する必要があります。

✓動画の配信期間は、配信日から1年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（一切配信しないことは認められません）。

成果物となる動画には、下記の要領でロゴマークの掲出をお願いします。
 ロゴマークのデータのパッケージと利用マニュアルは交付決定後に補助金システムよりダウンロードしてください。

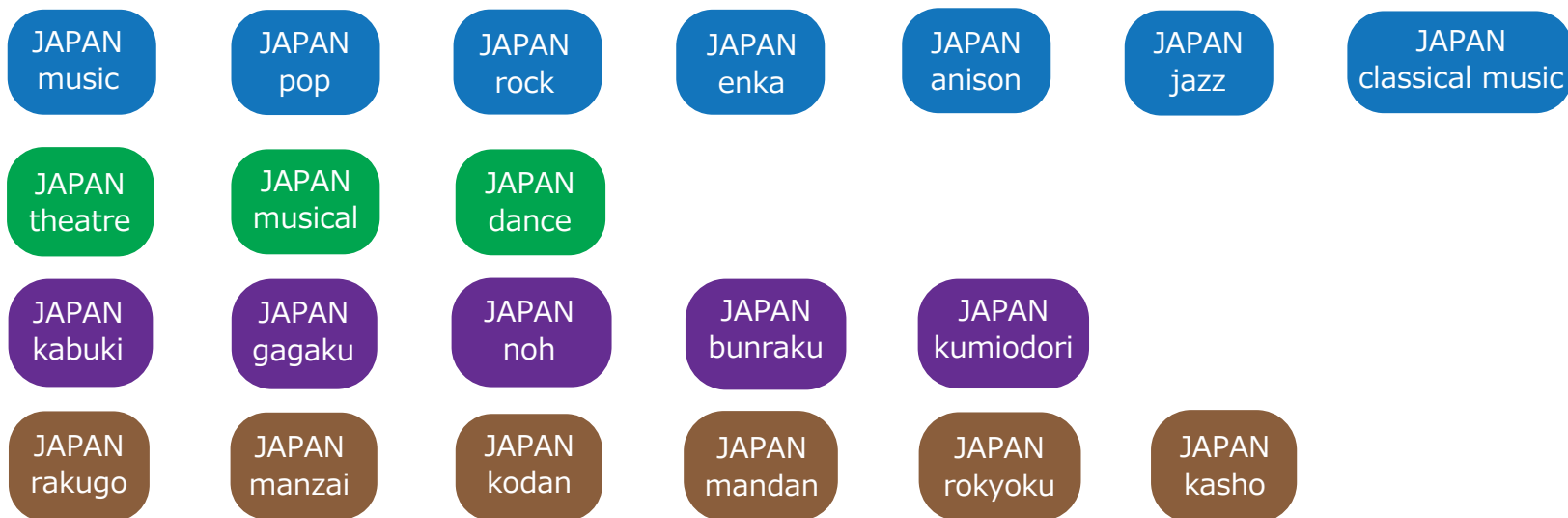
ロゴマーク概要	掲出ルール	
	掲出位置	
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲載媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>この部分はコンテンツのジャンルにより事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です</p>	<p>原則として動画の最後に掲出してください。</p>	<p><基本形></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本編</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">エンドクレジット</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-color: red;">  </div> <p>掲出時間(赤枠部分) 推奨3秒 最短1秒</p>
	カラーバリエーション	
	<p>3パターンのいずれかとします</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>基本形 (白地に黒)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>着彩形 (白地に赤)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>反転形 (黒地に白)</p>  </div> </div>	

14 対象事業

- 共通

Japan Content

- Japan Content ではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。



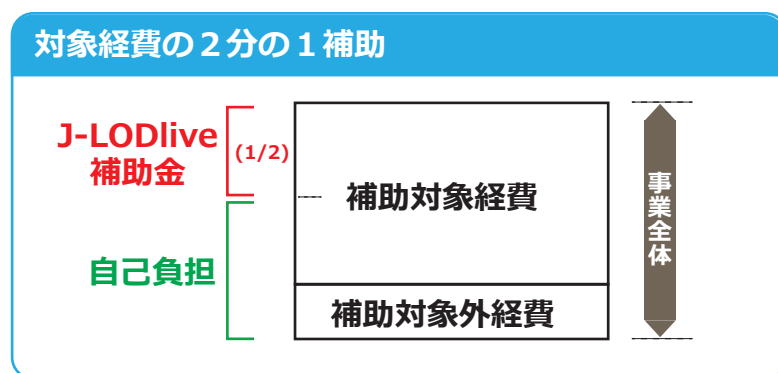
※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に
補助金システムよりダウンロードしてください。

<例>



1. 補助率

この事業の補助率は、**対象経費の2分の1**です。



2. 補助上限額

補助金上限額は、1件あたり5,000万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります

16 申請可能件数

- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言(*)が解除されるまでに予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対して、1件の申請が可能となります。**

*「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2(2020)年3月28日(令和3年1月7日変更)」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指します。

例：主催者として2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言が解除されるまでに延期・中止した公演が10件の場合、10件まで申請が可能

※1 自己と実質的に同視できる以下の者が延期・中止した公演の件数に対して同件数の申請が可能です。

- (1) 申請者の子会社等（または親会社）
- (2) 申請者の海外現地法人
- (3) 申請者の代表を務める個人

※2 会場の公称座席数（キャパシティ）が3,000人未満の公演の延期・中止に対して、会場の公称座席数（キャパシティ）が3,000人以上の公演の申請は認められません。

		申請する公演	
		3,000人以上	3,000人未満
延期・中止した公演	3,000人以上	○	○
	3,000人未満	×	○

※3 緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演の考え方は、次頁をご参照ください。

緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請する場合、以下の点にご留意ください。

- 当初の延長期間の終了予定日より前に解除宣言が発令された場合、当該解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定※1を行った公演のみが申請資格対象です。解除宣言の発令後に、延期・中止の意思決定を行った公演は、本事業の申請資格対象となりません。
- 解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定を行った公演（当初の延長期間内に開催予定だった公演）を申請資格として申請する場合は、解除宣言後も、応募期間内であれば本事業への申請が可能です。

***なお、延期・中止した公演の開催予定地域が緊急事態宣言の対象地域でない場合であっても、本補助金の申請資格対象となります。**

※1 「延期・中止の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

主催者が、実施予定であった公演を「延期または中止」とする旨、解除宣言よりも前に対外的に発信したことを証明する証憑を「公演延期等確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。

具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け延期・中止案内、チケット購入 PF 向け通知メールなど、公演参加者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、出演予定者など、主催者法人から公演の制作側に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体

18 申請可能件数

交付決定後に申請に係る公演が延期・中止となった場合

(1) 当該申請に係る延期・中止した公演 1 件に対して、再度 1 件の申請が可能です。

(2) 新たに延期・中止した公演 1 件に対して、申請可能件数が 1 件生じます。

※ただし、新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等により中止・延期を余儀なくされた場合に限りです。



①「国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施」する事業の補助対象となる経費

公演の実施に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費（媒体費・制作費いずれも対象、ただし公演実施費用の10%が上限）

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用（自社所有の場合の会場のみ）

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
（新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）
- ✓ 映像収録費

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費
- ✓ 銀行の振込手数料

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

20 補助対象経費

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」する事業の補助対象となる経費

動画の制作・配信に関する費用

<映像制作配信費>

- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費（動画制作・配信費用の20%が上限）

補助対象外経費

- ✓ 出演料
 - ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
 - ✓ 社内人件費
 - ✓ 消費税
 - ✓ 銀行の振込手数料
- 等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額はお端数切り上げとしてください。

その他、補助金の申請・報告に関する以下の専門家費用は、補助対象となります

申請・報告に関する費用

- ✓ 書面作成代行費（行政書士等）
- ✓ 経理書面確認費（税理士、公認会計士）

補助対象外経費

- ✓ 消費税
 - ✓ 銀行の振込手数料
- 等

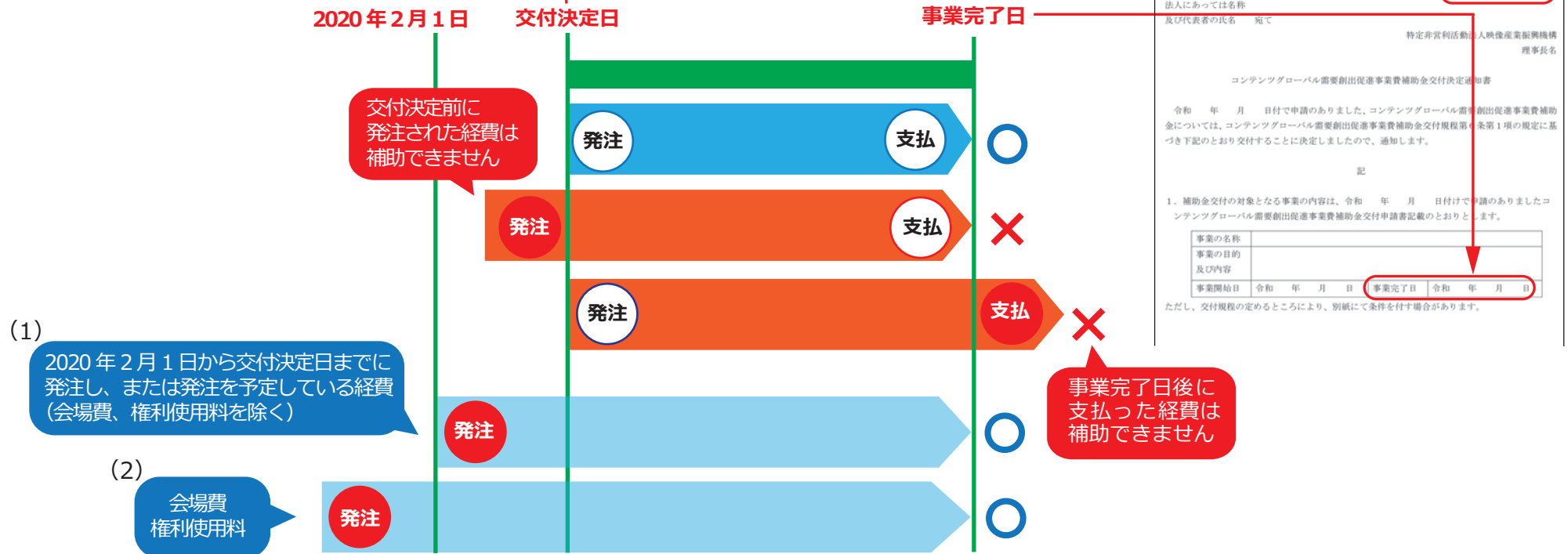
※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

22 補助対象経費

補助の対象となる経費の考え方は以下の通りです。

- 交付決定日以降に発注し、事業完了日まで支払った経費が補助対象経費となります。
- 真にやむを得ない事情により交付決定日より前に発注した以下の経費は補助対象経費として認められる場合があります。
 - (1) 2020年2月1日から交付決定日までに発注し、または発注を予定している経費（会場費、権利使用料を除く）
 - (2) 会場費、権利使用料
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、**交付決定通知書に記載**されています。



事業者の従業員・代表者が演出家や演者等の場合の、補助対象経費となる考え方

- 申請事業者の従業員・代表者が演出家や演者等である場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該公演に対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、収支計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が公演会場を所有している場合の、施設維持費等の補助対象経費の算出方法

N月の公演スケジュール（計11公演）

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

N+1月の公演スケジュール（計6公演）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ ○の日が公演日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち17日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

N月の総費用のうち11日分と、N+1月の総費用のうち6日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{「N月分の費用」} \times 11/30 \\ &+ \text{「N+1月分の費用」} \times 6/31 \end{aligned}$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

24 補助対象経費

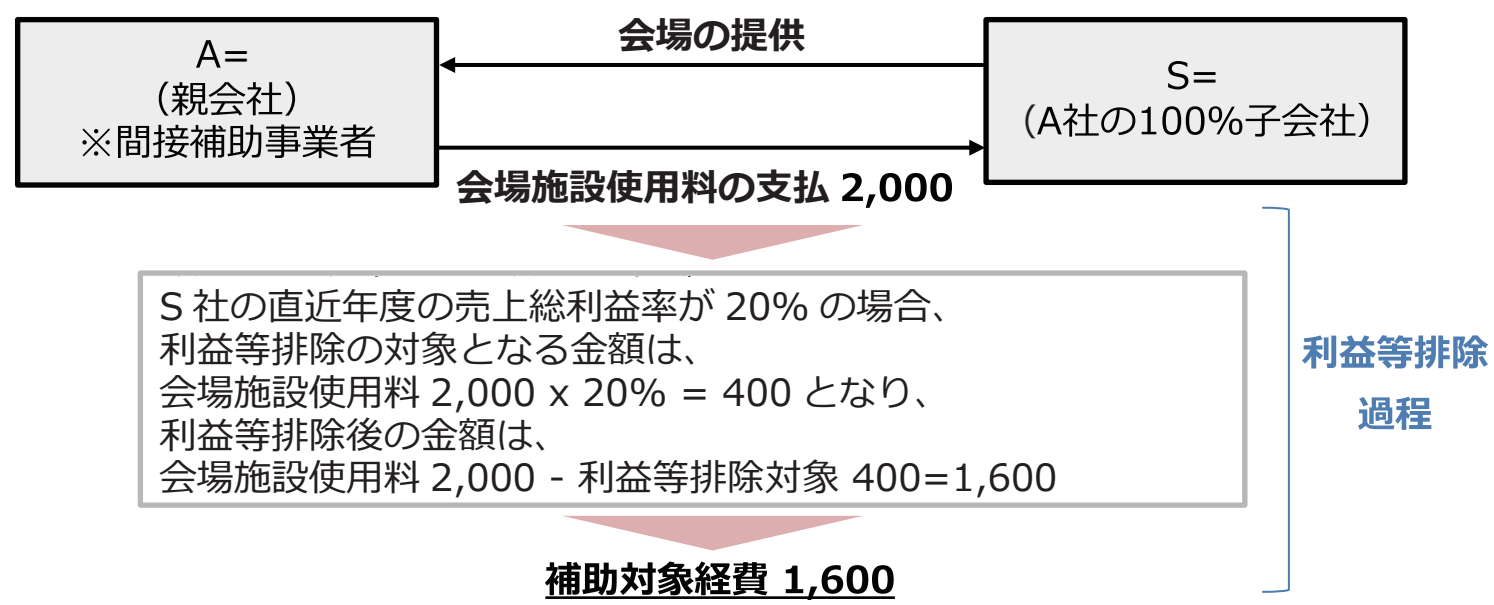
100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社 (第三者) に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

26 補助対象経費

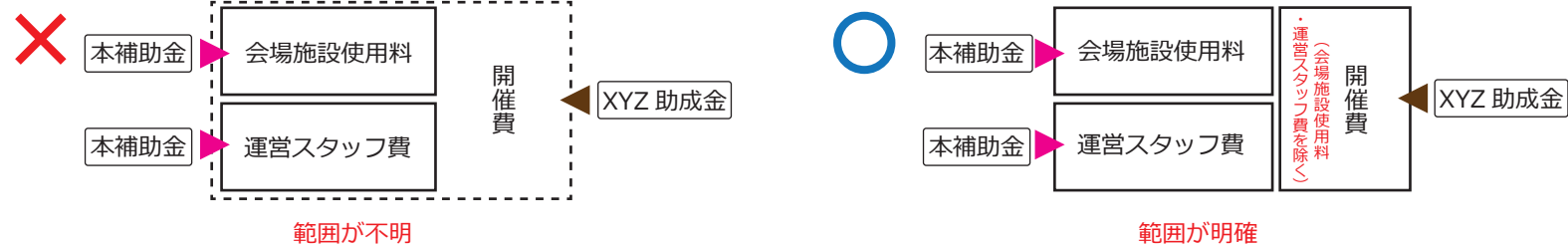
同じ経費に対して**他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。**

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途 ABC 基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金から開催費の助成を受ける場合



(例) この補助金で交通費・宿泊費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

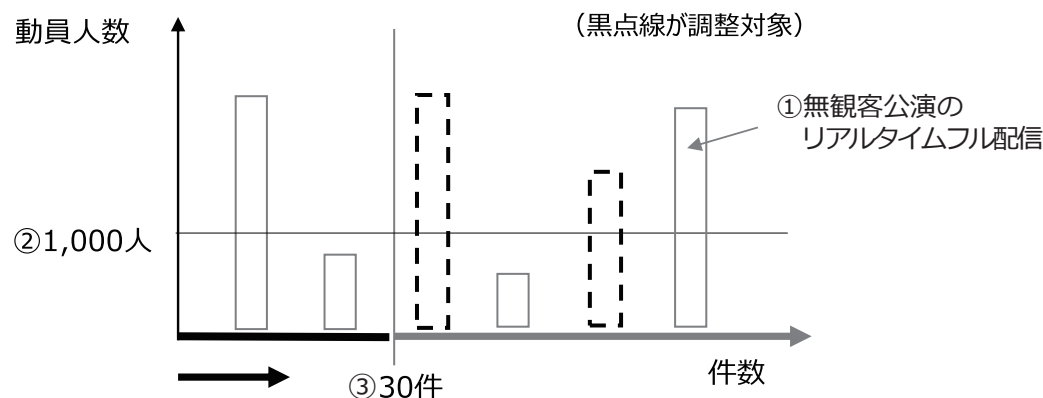
補助金の支払額は、チケット収入（実際に来場する観客のチケットをいい、オンラインでの鑑賞チケットは除く）の総額が事業全体の経費の総額を超えた場合、その差額を補助対象額から減額した額となります。ただし、以下のいずれかに該当する採択案件はこの限りではありません。

①リアルタイムフル配信等を行う案件

②動員人数が1000人を超えない採択案件（動員人数にはオンラインで鑑賞する観客は含まない）

③採択時に総採択件数の累計が30件（①・②は含まない）を超えていない申請者の採択案件

※同時に複数案件が採択された場合、公演日時の早い順



<例>

・A社の総採択件数は50件。うち、(1)無観客公演のリアルタイムフル配信を行った案件が5件、(2)動員人数が1000人を超えない案件が5件。

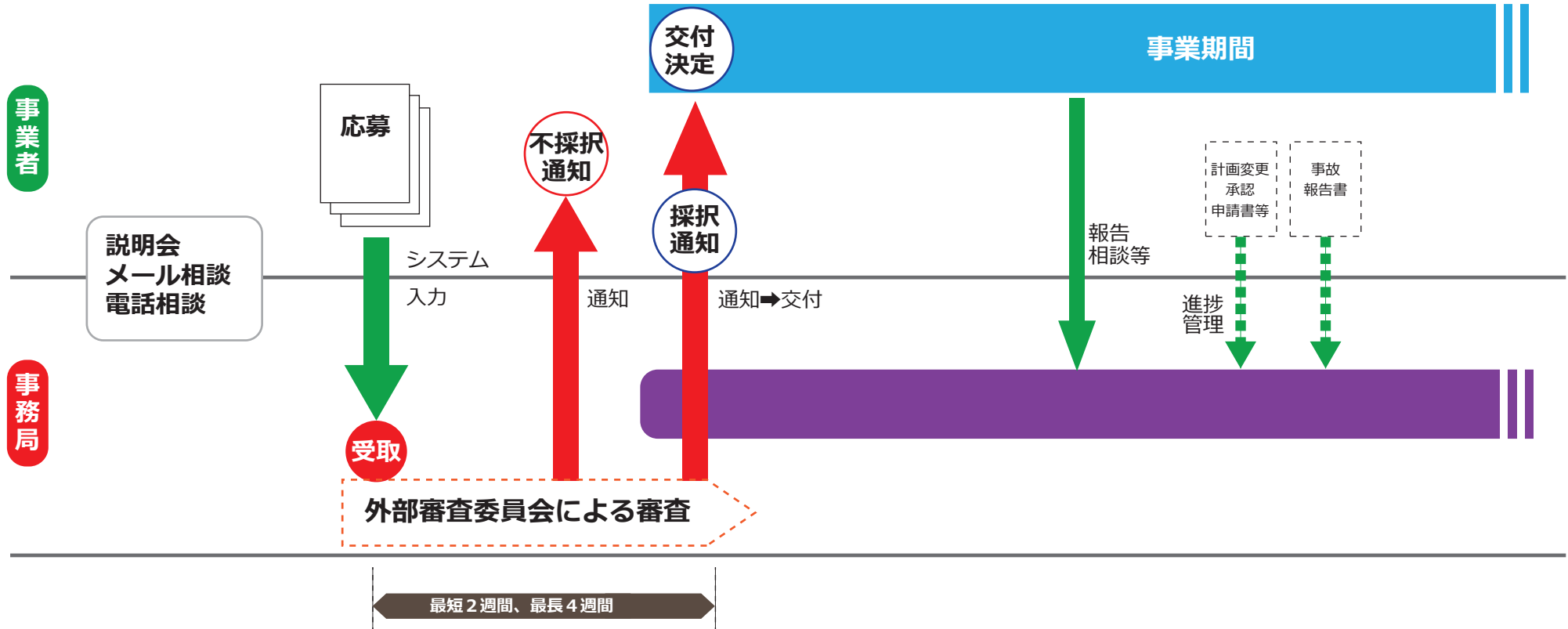
→(1)および(2)を除く40件について採択が早い方から30件を除いた10件が、交付額の事後調整の対象。

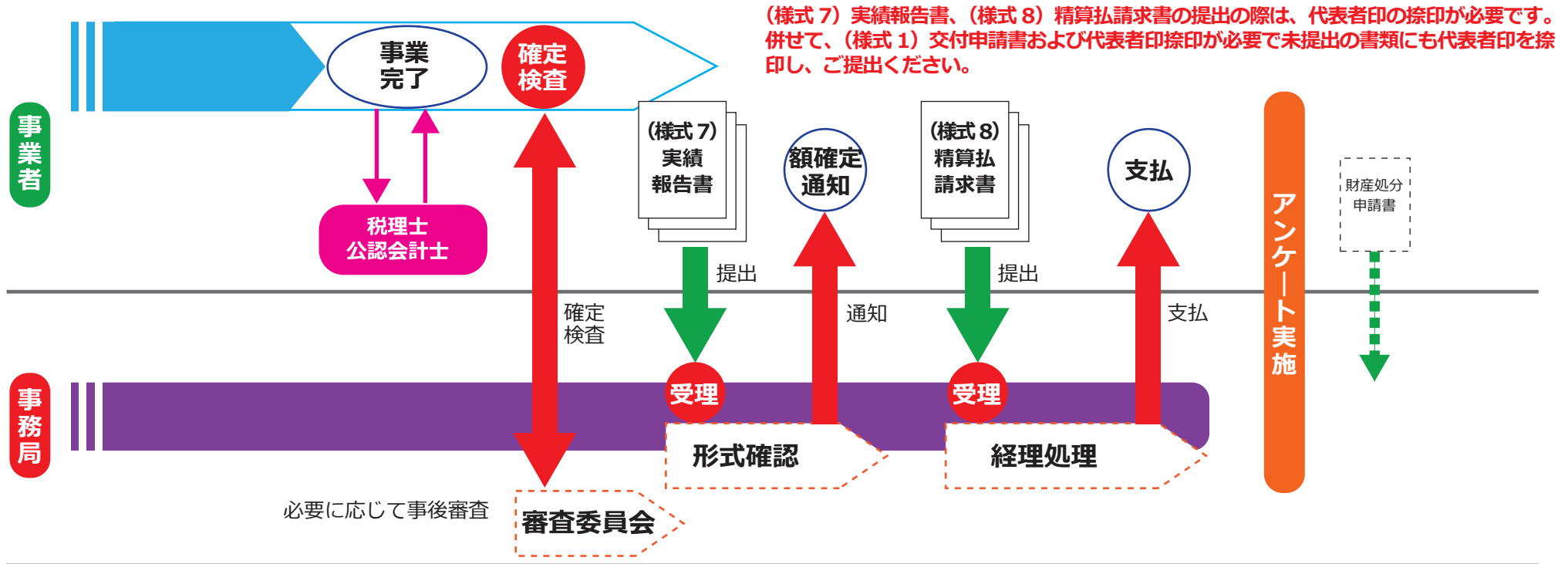
・B社の総採択件数は5件。

→30件を超えないため、すべての採択案件が交付額の事後調整の対象外。

28 事業の流れ（応募～採択～事業開始）

採択された事業者に対し、事務局は交付決定通知書を発行（＝交付決定日）いたします。

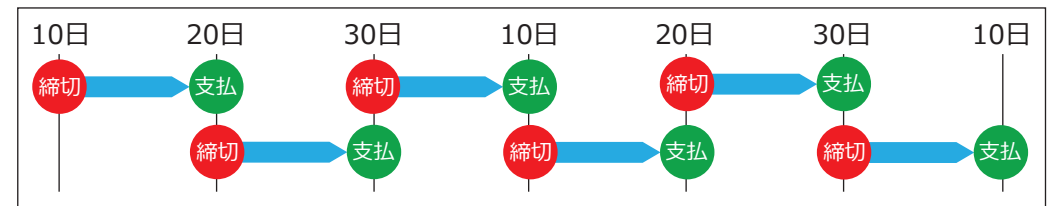




(様式7) 実績報告書、(様式8) 精算払請求書の提出の際は、代表者印の捺印が必要です。併せて、(様式1) 交付申請書および代表者印捺印が必要で未提出の書類にも代表者印を捺印し、ご提出ください。

最短10日、最長20日

本補助金の支払いサイト（10日、20日、30日締め、10日後払い）



※10日、20日、30日が土日・祝日の場合は、翌営業日になります

30 応募資格・事業者登録

応募に際しては、J-LODlive補助金システムにて事業者登録を行ってください(初回応募時のみ)。

本システムは下記のPC用ブラウザでご利用いただけます。

- ・Google Chrome 最新版
- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Safari 最新版

事業者登録書類

①法人証明書

登記簿謄本

3ヶ月以内に発行された登記簿謄本を提出してください。

- ※所定の業界団体が発行する団体会員証明書、または団体推薦書で代替できます。
- ※登記情報提供サービスで取得した情報は本補助金事業において登記簿謄本として認められません。

②暴力団排除に関する誓約事項

暴力団等の排除に関する誓約事項

指定フォームに、代表者の署名捺印の上、pdfにして添付してください。

③過去の公演主催の実績(該当者のみ)

過去実績

設立1年未満の法人は、登記簿に記載されている代表取締役等の個人としての過去の公演主催実績を提出してください。

様式不問

まずは事業者登録を行います（初回応募時のみ）。

J-LODlive ウェブサイト（<https://j-lodlive.jp>）で、「補助金システムはこちら」をクリックしてください。

J-LODlive
コンテンツグローバル
需要創出促進事業費補助金

お知らせ | 補助金について | 説明会 | 補助金事務局 | お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症のまん延により、コンテンツのプロモーションの機会を失った事業者の皆さま
**無観客公演等の収録映像を活用した
動画の制作・海外配信を支援します**

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を踏まえ、これにより公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとするライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助します。
※「無観客公演」は、遠隔のスタジオをオンラインで同時接続するリアルタイム公演も含まれます。

対象分野	コンテンツ全般（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）
申請者	コンテンツのライブ公演の主催者となる法人 ※新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2/1以降に予定していた公演を延期・中止した法人に限ります。 ※非営利法人や地方公共団体も申請できます。
対象事業	国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業 ※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針、要請等に反しないことが必要です。
補助率（補助上限額）	1/2（5,000万円/1件）
補助対象経費	・公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費 ・公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費 等

[本補助金について](#)

「新規登録」をクリックしてください。

J-LODlive

J-LOD補助金申請システムにアクセスするにはログインをしてください。

ID（メールアドレス）

Password

[パスワードを忘れた方はコチラへ](#)

[ログイン ▶](#)

[J-LODlive <](#) [新規登録](#)

①会社情報と代表者情報を入力してください。

担当者や担当部署の情報ではなく代表者や本社の情報です

The screenshot shows the '事業者情報登録' (Business Information Registration) page on the J-LODlive website. The page is titled '事業者情報登録' and contains several input fields and sections. A red box highlights the '代表者' (Representative) section, which includes fields for '代表者役職' (Representative Title), '代表者名' (Representative Name), '電話番号' (Phone Number), and '事業者郵便番号' (Business Postal Code). Below this, there are sections for '事業者都道府県' (Business Prefecture/City/Country), '事業者住所' (Business Address), '事業者住所 (建物名、部屋番号)' (Business Address (Building Name, Room Number)), and '事業者のウェブサイト' (Business Website). At the bottom, there are three sections for uploading documents: '1. 登記簿謄本 (発行から3ヶ月以内)、会員証明書、会員推薦書のいずれか' (Registered Book Copy, Member Certificate, or Member Recommendation Letter), '2. 暴力団排除誓書' (Statement of Intent to Exclude Violence), and '3. 補足資料 (会社案内、パンフレット、事業内容等)' (Supplementary Materials). Each section has a 'ファイルを選択' (Select File) button and a status indicator (e.g., '選択されていません').

登記簿謄本は直近3ヶ月以内に発行されたものを用意ください

設立1年未満の法人の場合
こちらに過去の公演主催の実績に関する資料を添付してください

②担当者情報を入力してください。

担当者連絡先情報

※海外法人からの申請の場合、事務局とのやりとりは親会社たる国内法人に担っていただくため、国内法人のご担当を登録してください

担当者氏名 必須
姓名はスペースを空けずに入力して下さい

担当者氏名（フリガナ） 必須
姓名はスペースを空けずに入力して下さい

担当者郵便番号 必須
住所を入力する

担当者住所 必須
都道府県名より入力してください

担当者住所（建物名、部屋番号）

連絡先電話番号 必須

連絡先メールアドレス 必須
ログインIDになります。

連絡先メールアドレス（確認用） 必須

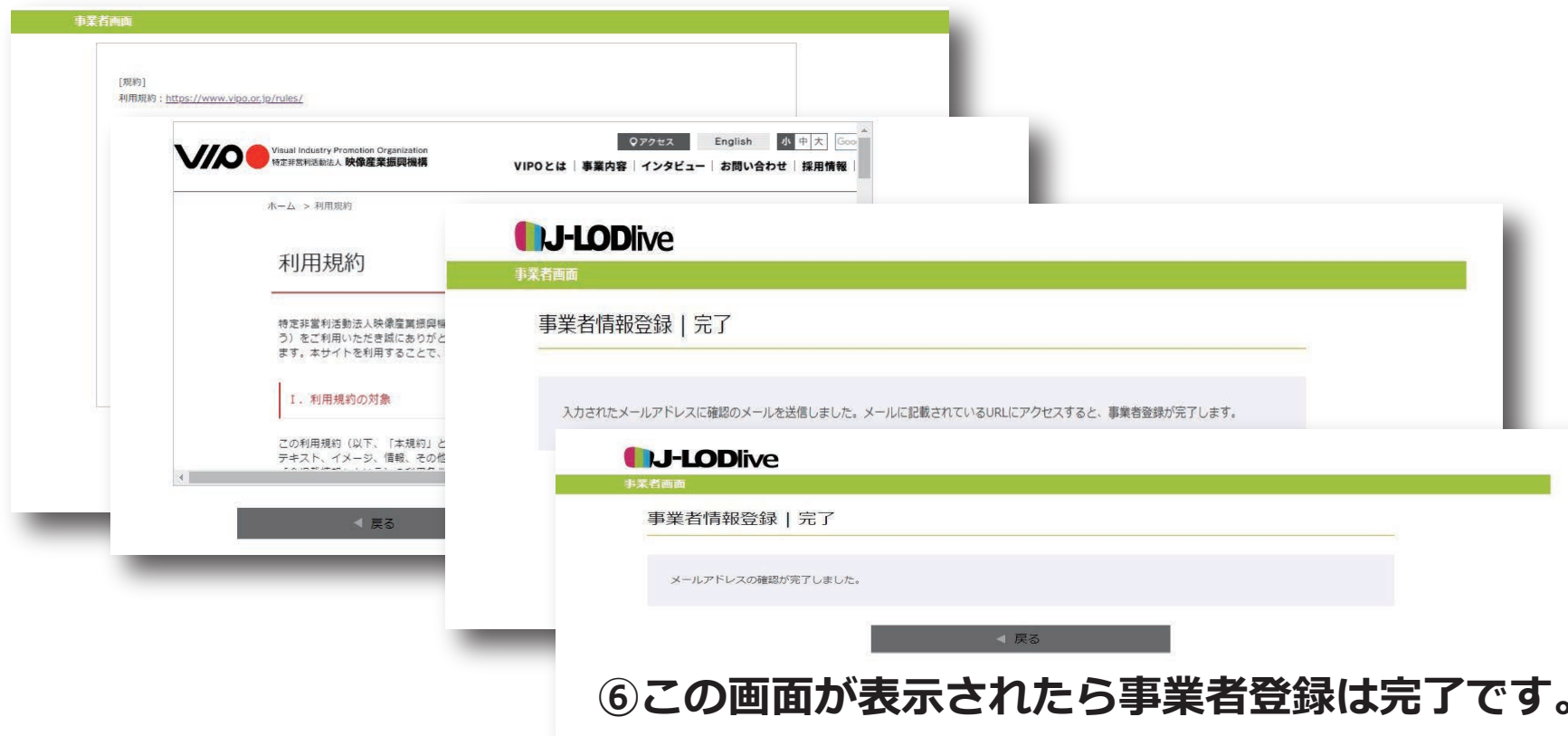
パスワード 必須

パスワード確認用 必須

確認 ▶

日中、連絡が取れる電話番号を記載してください

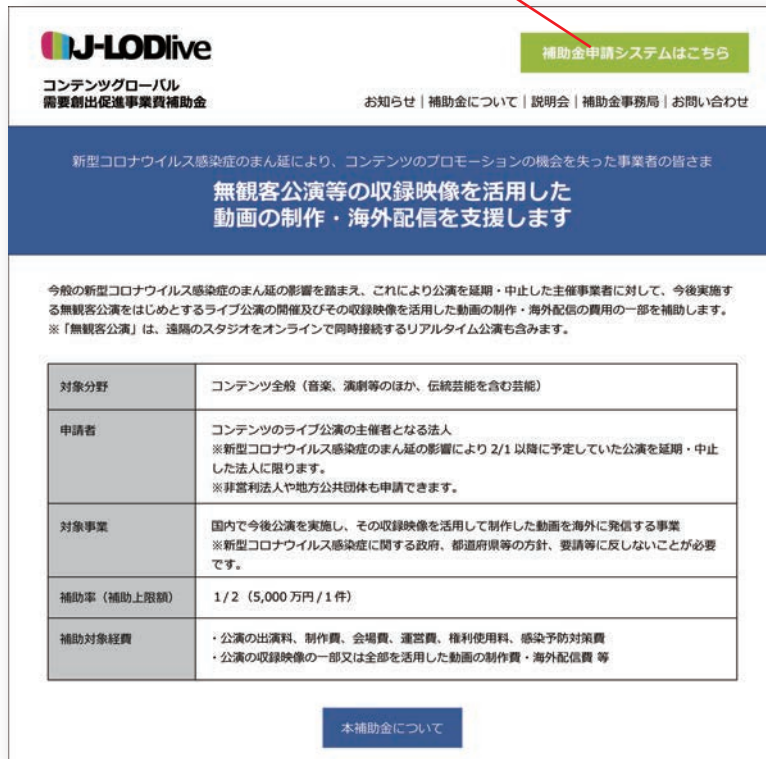
- ③確認ボタンを押すと、プライバシーポリシーの URL が表示されます。
- ④クリックして内容をよく読んで同意する場合は「同意して登録」ボタンをクリックしてください。確認メールが送信されます。
- ⑤届いたメールの本文にある URL をクリックしメールアドレスの確認をしてください。



⑥この画面が表示されたら事業者登録は完了です。

システムにログインし、応募を行います。

J-LODlive ウェブサイト (<https://j-lodlive.jp>) で、「補助金システムはこちら」をクリックしてください。



J-LODlive
コンテンツグローバル
需要創出促進事業費補助金

お知らせ | 補助金について | 説明会 | 補助金事務局 | お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症のまん延により、コンテンツのプロモーションの機会を失った事業者の皆さま
**無観客公演等の収録映像を活用した
動画の制作・海外配信を支援します**

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を踏まえ、これにより公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとするライブ公演の間催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助します。
※「無観客公演」は、遠隔のスタジオをオンラインで同時接続するリアルタイム公演も含まれます。

対象分野	コンテンツ全般（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）
申請者	コンテンツのライブ公演の主催者となる法人 ※新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により 2/1 以降に予定していた公演を延期・中止した法人に限ります。 ※非営利法人や地方公共団体も申請できます。
対象事業	国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業 ※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針、要請等に反しないことが必要です。
補助率（補助上限額）	1/2（5,000万円/1件）
補助対象経費	・公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費 ・公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費等

[本補助金について](#)

①事業者登録で登録した ID・パスワードでログインします。



J-LODlive

J-LOD補助金申請システムにアクセスするにはログインをしてください。

ID (メールアドレス)

Password

[パスワードを忘れた方はコチラへ](#)

[ログイン ▶](#)

[J-LODlive へ](#) [新規登録](#)

②新しい応募をクリックしてください。
(すでに応募がある場合はリストが表示されます)



③「誓約事項」を読み、各事項に同意できる場合
該当のにチェックして応募に進んでください。



同意できない場合、
申請できません。

④記載事項を入力してください。



応募時の添付書類（様式あり）について

①公演延期等確認書

公演
延期等
確認書

主催する公演が延期・中止になった確認書を提出ください。（業界団体、会場運営者等の第三者により発行されたものに限ります）

②実施体制図

実施
体制図

社内の責任者および社外体制が記載された体制図を提出ください。

③収支計画書

収支
計画書

予想される費用を費目別に記載した計画書を提出ください。

④感染予防対策実施誓約書

感染予防
対策実施
誓約書

新型コロナウイルス感染症予防対策を実施することを宣誓する書類を提出ください。

⑤その他（該当者のみ）

申請資格
保有
合意書

事前
着手
届出

動画配信
関係
理由書

収録映像
関係
理由書

所定の
業界団体
による
確認書

事前収録映像
を公演の
全編に利用
する場合の
理由書

無観客公演の
リアルタイム
フル配信を
行わないこと
に関する要請書

緊急事態宣言が早期に解除された場合、解除宣言前に延期・中止したことが分かる書類（プレスリリース等）

※既定のフォーマットを利用ください。（赤枠の書類以外すべて）

フォーマットを変更して提出された場合は書類不備となりますのでご注意ください。

（ただし、収支計画書の行が足りない場合は、行追加は可能とします）

※一度申請した内容については、事務局から指摘を受けた点以外の追加・変更は認められません。

（申請後の応募締切日前であっても同様です。）

※緊急事態宣言が早期に解除された場合において、当初の延長期間内に開催予定だった延期・中止公演を申請資格として申請する場合、解除宣言の発令前に延期・中止していたことが分かる書類をご提出ください（フォーマット自由）（17頁参照）

①公演延期等確認書

1. 公演延期等確認書は1公演につき1枚必要です。同会場で複数回主催する予定だった場合は、複数回公演用の指定フォームを使用してください。代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足りる。また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

記入例 (1回公演用)

公演延期等確認書(1公演用)			
公演名	○○○		
主催/共催	公益 共催		
公演期	2020年1月1日		
開催/収録	開催	収録	収録
会場	●●シアター		
出演	東京部 渋谷部 ●●シアターP HP: http://www.●●シアター		
主催者の住所	法人名/氏名	株式会社○○○	住所
法人名/氏名	株式会社○○○	住所	東京都中央区銀座4-1-1
チケット販売数(最大販売予定数)	1000枚		
ツアー等の名称、主催日	「○○○ツアー」 2020年1月1日(公演日)の翌日から、●●シアターで実施する公演		
ラジスト	主催	株式会社○○○	住所
企画/制作	株式会社○○○	住所	東京都中央区銀座4-1-1
備考	※「主催者」または「共催者」が「ラジスト」の主催者/共催者であることを、欄を明記すること		
注釈			

上記内容に誤り、中止・延期 になったことを確認し、申し。 (任意) 田中 花子 (代表者印)

or

記入例 (同一会場複数回公演用)

公演延期等確認書(複数公演用)			
公演名	○○○		
主催/共催	公益 共催		
公演期	2020年1月1日~1月31日		
開催/収録	収録		
会場	●●シアター		
出演	東京部 渋谷部 ●●シアターP HP: http://www.●●シアター		
主催者の住所	法人名/氏名	株式会社○○○	住所
法人名/氏名	株式会社○○○	住所	東京都中央区銀座4-1-1
チケット販売数(最大販売予定数)	1000枚		
ツアー等の名称、主催日	「○○○ツアー」 2020年1月1日(公演日)の翌日から、●●シアターで実施する公演		
ラジスト	主催	株式会社○○○	住所
企画/制作	株式会社○○○	住所	東京都中央区銀座4-1-1
備考	※「主催者」または「共催者」が「ラジスト」の主催者/共催者であることを、欄を明記すること		
注釈			

上記内容に誤り、中止・延期 になったことを確認し、申し。 (任意) 田中 花子 (代表者印)

+

■延期した公演が複数の場合の実施予定日時		
No	実施予定日	実施予定時間
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

※同一会場複数公演の場合、指定フォームの別シートに「延期した公演が複数の場合の実施予定日時」を記載するフォーマットを準備していますので、そちらを必ず記載ください。

※任意提出の「中止延期リスト」とは異なりますので、条件に該当する方は中止延期リストも併せて提出ください。

2. 公演延期等確認書の作成者は原則以下のとおりです。

- ・会場
- ・プレイガイド

※作成者と公演との関係について、該当する箇所には✓を付けてください。会場・プレイガイド以外の場合は、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係(当該公演にどのような関与をするものであるか等)を記載ください。

※申請者の親会社や子会社等の場合は、公演の延期・中止を客観的に確認できる証憑を添付してください。

②実施体制図

記入例

実施体制図

■ 社内の各責任者

#	役割	氏名
1	事業責任者	
2	動画配信責任者	

■ 社外の体制図

#	役割	組織名	責任者名	具体的な作業内容
1	イベント制作関連	株式会社A制作	イベント A男	・会場手配 ・運営
2	広告宣伝	B広告株式会社	広告 B子	・広告出稿 ・印刷
3	海外発信	C株式会社	海外 C郎	・映像収録、編集
4	報告関連	D有限責任監査法人	報告 D美	・実績報告書の確認
5	ローカライズ費	株式会社E翻訳	翻訳 E太	・翻訳作業
6				
7				
8				
9				
10				

■ 記載のルール

・事業責任者と動画配信責任者の名前を記載する。(同一人物も可)

■ 記載のルール

・各役割に関する事業者の名称等を記載する。
 ・その他の役割がある場合には、#6以降に役割を追加し、記載する。
 ・複数の事業者が同一の役割をしている場合には、最も支払いの多い事業者を記載する。

同一役割の事業者が複数いる場合（フリーランス演者の例）



※社外の体制図は、「■ 記載のルール」に従って記載ください

※収支計画書と齟齬がある場合には不採択となるおそれがありますのでご注意ください

※収支計画明細が添付されている場合は、社外の体制図の記載を不要とします

③収支計画書

記入例（1回公演用）

収支計画書				
事業者名	株式会社〇〇〇〇	公演開始日	2020/10/04	事業完了予定日
公演名	〇〇〇〇における〇〇〇〇	公演回数	1回	事業完了予定日
		公演予定日	2020/10/04	補助率
				2分の1

【対象経費】					
No.	支払先名称	支払項目 ※システムワンから選択	主な経費内容	予定額	備考
1	A社	制作経費	演出経費、舞台制作費、舞台衣装、タレント、機材費、運搬費	¥800,000	明細は別途添付
3	〇〇ホール	会場関係費	会場費	¥1,200,000	明細は別途添付
4	B社	運営関係費	運営手配料	¥50,000	明細は別途添付
5	△△劇場	劇場制作関係費	撮影費、編集費、翻訳費	¥1,000,000	明細は別途添付
6	XX会計事務所	会計・税務に関する費用	経理事務委託費	¥200,000	明細は別途添付
7					
8					
9					
10					

【対象外経費】			
会社	対象外経費	社内人員費 社員人数×1000	金額
XX社	対象外経費	ワーキング代、打ち上げ代	¥200,000

(A) 事業の総経費 ← ¥4,620,000 (B) 補助希望対象経費 ← **¥3,420,000**

【収入】					
No.	請求先名称	収入項目 ※システムワンから選択	主な収入内容	収入額	備考
1	主催者	入場料等	入場チケット収入 3,000円×200人	¥600,000	
2		物販等	CD物販等	¥100,000	

(C) 事業収入 ← ¥1,100,000

A 事業の総経費	¥4,620,000	自動計算
B 経費	¥3,420,000	自動計算
C 補助希望額(総額)	¥1,710,000	自動計算 ※半円未満切り捨て

収支計画明細の合計額と一致しているか確認ください。

記入例（同一会場複数回公演用）

収支計画書				
事業者名	株式会社〇〇〇〇	公演開始日	2020/10/04	公演回数
公演名	〇〇〇〇における〇〇〇〇コンサート	公演回数	10	事業完了予定日
		公演予定日	2020/10/04	補助率
				2分の1

【対象経費】					
No.	支払先名称	支払項目 ※システムワンから選択	主な経費内容	予定額	備考
1	A社	制作経費	演出経費、舞台制作費、舞台衣装、タレント、機材費、運搬費	¥8,000,000	明細は別途添付
3	〇〇ホール	会場関係費	会場費	¥11,000,000	明細は別途添付
4	B社	運営関係費	運営手配料	¥500,000	明細は別途添付
5	△△劇場	劇場制作関係費	撮影費、編集費、翻訳費	¥1,000,000	明細は別途添付
6	XX会計事務所	会計・税務に関する費用	経理事務委託費	¥200,000	明細は別途添付
7					
8					
9					
10					

【対象外経費】			
会社	対象外経費	社内人員費 社員人数×1000	金額
XX社	対象外経費	企画費、企画書作成	¥1,000,000
YY社	対象外経費	ワーキング代、打ち上げ代	¥1,000,000

(A) 事業の総経費 ← ¥23,720,000 (B) 補助希望対象経費 ← **¥20,772,000**

【収入】					
No.	請求先名称	収入項目 ※システムワンから選択	主な収入内容	収入額	備考
1	主催者	入場料等	入場チケット収入 3,000円×400人×10回	¥12,000,000	
2		物販等	CD物販等	¥1,000,000	

(C) 事業収入 ← ¥13,000,000

A 事業の総経費	¥23,720,000	自動計算
B 経費	¥20,772,000	自動計算
C 補助希望額(総額)	¥10,386,000	自動計算 ※半円未満切り捨て

収支計画明細の合計額と一致しているか確認ください。

※同一会場で複数回公演を実施する場合には、「同一会場複数回公演用」の書類にすべての公演を対象とする形で作成してください。「申請可能な公演日」と「申請が可能でない公演日」(5頁参照)にまたがっている場合でも同様であり、「申請可能な公演日」のみを対象とする必要はありません。

③収支計画書

別添明細 記入例

収支計画明細

■出演関係費				
NO	主な経費項目	内容	予定額	
1				
2				
総額			0	
■制作関係費				
NO	支払先名称	主な経費項目	内容	予定額
1	A社	演出関係費	舞台監督(1日100,000円×10日)	1,000,000
2	A社	機材費	PA機材レンタル費(1日150,000円×10日)	1,500,000
3	A社	舞台スタッフ費	PAオペレーター(1名100,000円×10日)	1,000,000
4	A社	機材費	照明機材レンタル(1日150,000円×10日)	1,500,000
5	A社	舞台スタッフ費	照明スタッフ(2名100,000円×10日)	2,000,000
6	A社	運搬費	運搬・搬入搬出(100,000円×10回分)	1,000,000
総額			8,000,000	
■会場関係費				
NO	主な経費項目	内容	予定額	
1	〇〇ホール	会場施設使用料	1箇所1,000,000円×10日間(本番日:△月△.△.△.△.△.△.△.△.△.△.日)	10,000,000
2	〇〇ホール	付帯設備費	1箇所100,000円×10日間	1,000,000
総額			11,000,000	
■運営関係費				
NO	主な経費項目	内容	予定額	
1	B社	感染予防対策費	マスク代、消毒液代、ガードシート(50,000円×10回分)	500,000
2				
総額			500,000	
■映像制作配信費				
NO	主な経費項目	内容	予定額	
1	△△映像	映像撮影費	機材費(カメラ)	500,000
2	△△映像	映像編集費	撮影編集費(編集・調整)	500,000
3	△△映像	翻訳費	英語翻訳(1,000文字)	20,000
総額			1,020,000	
■申請・報告に関する費用				
NO	主な経費項目	内容	予定額	
1	XX会計事務所	経理書面確認費	経理書面確認費(1回)	200,000
2				
総額			200,000	
明細の合計額			20,720,000	


「単価 × 数量」で極力記載ください。

収支計画書の(B)補助希望対象経費と一致しているか確認ください。

確定検査時に、税理士・公認会計士による証憑類の確認が必要となりますので、お早めに、税理士・公認会計士にご相談下さい。

④感染予防対策実施誓約書

記入例

		令和2年8月3日
特定非営利活動法人映像産業振興機構		
理事長 松谷 孝征 殿		
申請者	住所 東京都中央区築地4-1-1	
	会社(団体)名 株式会社〇〇〇〇〇	
	代表者名 代表取締役 申請太郎	
新型コロナウイルス感染症対策に関する重要事項に反する事業の不実施の誓約		
当社(団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等の政府若しくは地方公共団体等又はこれらの関係機関の方針及び業種ごとの感染拡大予防ガイドラインその他の新型コロナウイルス感染症への対策に関する重要事項に反する事業を行わないことを誓約いたします。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。		

なお、公演の実施において携帯電話・スマートフォンから音が鳴ることを防ぐ際には、COCOAの正常な稼働のため、Bluetoothをオンにしたうえで、マナーモード、機内モード等の方法にて音が鳴らない設定にさせていただき、会場でご案内する等努めてください。

「感染予防対策の証憑となる動画」の提出は不要となりました。

⑤ その他（該当者のみ）

申請資格保有合意書

延期・中止した公演が共同出資（製作委員会を含む）によるものである場合には、下記資料の提出が必要となります。

記入例（1公演用）

J-LODIVE補助金 申請資格保有合意書（1公演用）

■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報

公演名	会場名	公演日
○○Live	●●シアター	2020年3月1日

■共同出資事業者一覧
本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で関係する予定であることを確認します。
※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由欄をご記入ください。

#	事業者名	出資比率
1	株式会社○○○○	80%
2	▲株式会社	10%
3	●株式会社	10%
4		xx%
5		xx%

■申請資格保有事業者
本延期・中止公演について、以下事業者が本補助金の申請資格を得ることに合意します。

事業者名	株式会社○○○○
------	----------

■申請資格に関する合意の経緯及び理由
当該公演にかかる費用の過半数を株式会社○○○○が発回していたため、株式会社○○○○が申請資格を得ることに合意します。

■出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由
※出資比率が未決定であった場合のみ記入
NA

■合意署名
本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事業者が判明した場合には、本補助金の配付が凍結される場合があります。また、一切の譲渡を禁じます。
-本合意事項につき一方が相手方に反した場合には、関係者間で解決するものと、本補助金事務局は一切の関与はいたしません。
-本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

事業者名	株式会社○○○○	代表者名	申請	太郎	サイン	※印	志部
事業者名	▲株式会社	代表者名	山田	次郎	サイン	山田	次郎
事業者名	●株式会社	代表者名	田中	花子	サイン	田中	花子
事業者名		代表者名			サイン		
事業者名		代表者名			サイン		

記入例（複数公演用）

J-LODIVE補助金 申請資格保有合意書（複数公演用）

■申請者記入欄

申請者名	株式会社○○○○
申請回数	4

■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報

公演名	会場名	回数	公演開始日	公演最終日
○○Live	●●シアター	10回	2020年1月	2020年10月

■共同出資事業者一覧
本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で関係する予定であることを確認します。
※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由欄をご記入ください。

#	事業者名	出資比率
1	株式会社○○○○	60%
2	▲株式会社	30%
3	●株式会社	10%
4		
5		

■申請資格保有事業者
本延期・中止公演について、以下とおり、事業者間で本補助金の申請資格を分配することに合意します。

#	事業者名	申請資格数
1	株式会社○○○○	6
2	▲株式会社	3
3	●株式会社	1
4		
5		

■申請資格に関する合意の経緯及び理由
全10回の公演を出資比率に基づき分配することに合意します。

■出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由
※出資比率が未決定であった場合のみ記入
NA

■合意署名
本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事業者が判明した場合には、本補助金の配付が凍結される場合があります。また、一切の譲渡を禁じます。
-本合意事項につき一方が相手方に反した場合には、関係者間で解決するものと、本補助金事務局は一切の関与はいたしません。
-本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

事業者名	株式会社○○○○	代表者名	申請	太郎	サイン	※印	志部
事業者名	▲株式会社	代表者名	山田	次郎	サイン	山田	次郎
事業者名	●株式会社	代表者名	田中	花子	サイン	田中	花子
事業者名		代表者名			サイン		
事業者名		代表者名			サイン		

「※申請者記入欄」は、以下の「合意事項」にて各社の「申請資格数」を確定する段階では、記載の必要はありません。合意事項がすべて確定し、申請書類を提出する際に「申請資格数」のうち何回目の申請なのかを「申請回数」に記載してください。


代表者名およびサインは、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名およびサインで足りります。

⑤ その他（該当者のみ）

事前着手届出


申請時に「事前着手のための届出書および別紙明細」を提示することで、交付決定日より前に発注した経費についても、補助対象経費として認められる場合があります。

記入例（1回公演用）

事前着手のための届出書(1公演版)		
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 (事前着手届出様式)		
申請者記載不要		申請者記載不要
申請番号		申請番号
令和 2 年 5 月 27 日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 へて		
申請者 住所	東京都中央区築地 4-1-1	
氏名 法人の名称	株式会社〇〇〇〇	
及び代表者の役職	代表取締役	申請太郎 
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行う。		
1. 事前着手となる費用を含む申請公演の説明		
公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額 別紙に記載のとおり		
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明		
(例) ・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため ・権利使用料は年間単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため ・舞台制作に〇か月を要するため		

or

記入例（同一会場複数回公演用）

事前着手のための届出書(複数公演版)			
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 (事前着手届出様式)			
申請者記載不要		申請者記載不要	
申請番号		申請番号	
令和 2 年 5 月 27 日			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 へて			
申請者 住所	東京都中央区築地 4-1-1		
氏名 法人の名称	株式会社〇〇〇〇		
及び代表者の役職	代表取締役	申請太郎	
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行う。			
1. 事前着手となる費用を含む申請公演の説明			
公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日～ 2020年8月5日	5回
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額 別紙に記載のとおり			
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明			
(例) ・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため ・権利使用料は年間単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため ・舞台制作に〇か月を要するため			

記入例（別紙明細）

別紙 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額

#	発注日	発注先	費目	金額(税抜き)
1	2019年11月28日	〇〇シアター	会場費	¥ 500,000
2	2019年12月24日	△△クリエイティブ	権利使用料	¥ 100,000
3	2020年2月11日	A社	衣装費	¥ 300,000
4	2020年3月9日	B社	美術費	¥ 150,000
5	xx年xx月xx日			
6	xx年xx月xx日			
7	xx年xx月xx日			
8	xx年xx月xx日			
9	xx年xx月xx日			
10	xx年xx月xx日			
11	xx年xx月xx日			
12	xx年xx月xx日			
13	xx年xx月xx日			
14	xx年xx月xx日			
15	xx年xx月xx日			
16	xx年xx月xx日			
17	xx年xx月xx日			
18	xx年xx月xx日			
19	xx年xx月xx日			
20	xx年xx月xx日			
事前着手合計金額				¥ 1,050,000

+

※賃料、権利使用料、水道光熱費などで、長期契約を結び特に毎回発注（および請求）しないような経費に関しては、毎回発注（および請求）しない旨が記載されている（またはその趣旨を読み取ることができる）契約書の写しを提出することによって、事前着手のための届出書の提出対象から除外できるものとします。又、その場合は、収支報告書に発注日（および請求日）の記載も必要ないものとします。


※同一会場で複数回公演を実施する場合には、「同一会場複数回公演用」の書類にすべての公演を対象とする形で作成してください。「申請可能な公演日」と「申請が可能でない公演日」（5頁参照）にまたがっている場合でも同様であり、「申請可能な公演日」のみを対象とする必要はありません。

⑤ その他（該当者のみ）


動画配信関係理由書

やむを得ない事情により1年間の配信ができない場合には、理由書および公演の映像の配信期間の制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例（1公演用）

動画配信期間短縮のための理由書（1公演版）		
令和 2年 5月 27日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎		
		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由を届け出る。		
1. 申請公演の説明（必須）		
公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日
2. 所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由（必須）		
配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。		
実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は2021年3月末までであるため、2021年4月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。		

記入例（複数公演用）


動画配信期間短縮のための理由書（複数公演版）			
令和 2年 5月 27日			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて			
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎			
			
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由を届け出る。			
1. 申請公演の説明（必須）			
公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日～ 2020年8月5日	5回
2. 所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由（必須）			
配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。			
実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は2021年3月末までであるため、2021年4月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。			

⑤ その他（該当者のみ）


収録映像関係理由書

やむを得ない事情により公演の収録映像を過半数の時間を占めることができない場合には、理由書および公演の映像に制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例（1公演用）

収録映像の使用時間短縮のための理由書(1公演版)		
令和 2年 5月 27日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 申請太郎		
		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、配信動画の全体の過半数の時間に公演を収録した映像を使用できない理由を届け出る。		
1. 申請公演の説明（必須）		
公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日
2. 配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由（必須）		
配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由は以下のとおりである。		
実施するミュージカルの演目について海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約に1分以上の映像配信の権利が含まれておらず、また、今からでは契約の変更が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。		

記入例（複数公演用）

収録映像の使用時間短縮のための理由書(複数公演版)			
令和 2年 5月 27日			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて			
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎			
			
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、配信動画の全体の過半数の時間に公演を収録した映像を使用できない理由を届け出る。			
1. 申請公演の説明（必須）			
公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020年8月1日～ 2020年8月5日	5回
2. 配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由（必須）			
配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由は以下のとおりである。			
実施するミュージカルの演目について海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約に1分以上の映像配信の権利が含まれておらず、また、今からでは契約の変更が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。			

⑤ その他（該当者のみ）

事前収録映像を公演の全編に利用する場合の理由書

無観客公演のリアルタイムフル配信を行わないことに関する要請書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、全編に事前収録映像を利用する無観客公演を実施する場合、以下2つの書類の提出が必要です。

記入例

（事前収録映像を公演の全編に利用する場合の理由書）

事前収録映像を公演の全編に利用する場合の理由書	
令和 2年 10月 1日	
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて	
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇 及び代表者の役職 申請太郎	
<p>令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、無観客公演会場周辺での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の危険性が高いため、事前収録した映像を公演の全編に利用せざるを得ない具体的な理由を届け出る。</p>	
1. 申請公演の説明（必須）	
公演名	●●Live
会場名	〇〇ドーム
収録日時	2020年11月1日 18:00-
公演日時	2020年11月8日 18:00-
2. 無観客公演のリアルタイムフル配信を実施できない特別な理由（必須）	
<p>無観客リアルタイムフル配信を実施することにより会場周辺にファンが集まってしまい、新型コロナウイルスの感染リスクが高まってしまったため、会場側から公演場所や日時等を公開しないで欲しいと要請があったため。</p> <p>なお、過去に有観客で公演を実施した際にも、会場周囲にはチケットを持っておらず入場できないファンが集まってしまい、十分な人数の警備員にて誘導をしていたものの誘導ができず、警察にも誘導を支援していただいたという経緯がある。</p> <p>今回は無観客の公演のため、警備員の人数も有観客時の人数とは大きく異なるため、会場前に集まったファンへの誘導ができないことも考えられるため、収録場所、日時を公開せずに、後日収録した映像を発信したいと考えている。</p>	

記入例

（無観客公演のリアルタイムフル配信を行わないことに関する要請書）

無観客公演のリアルタイムフル配信を行わないことに関する要請書	
令和 2年 9月 30日	
(公演事業者名) 株式会社〇〇〇〇様 あて	
会場事業者 住所 東京都xx区xx 氏名 法人の名称 〇〇ドーム 及び代表者の役職 会場太郎	
<p>当会場で実施予定の以下の無観客公演において、会場周辺に集まる観客に対する新型コロナウイルス感染症への感染予防を目的として、リアルタイムフル配信を行わないことを要請する。</p>	
対象公演（必須）	
公演事業者名	株式会社〇〇〇〇
公演名	●●Live
主要な出演者	●●
会場名	〇〇ドーム
収録日時	2020年11月1日 18:00-

※要請書は会場が申請者宛に作成する書類です。

※代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、

当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足りる。

※代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

原則、隔週金曜日に応募を締切ります。

※2020年12月18日の次の締切日は、2021年1月15日となります。

2021年4月23日の次の締切日は、2021年5月14日となります。

○印・・・締切日です。

10月							2020 令和2年	
日	月	火	水	木	金	土		
					1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		

11月							2020 令和2年	
日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30							

12月							2020 令和2年	
日	月	火	水	木	金	土		
		1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12		
13	14	15	16	17	18	19		
20	21	22	23	24	25	26		
27	28	29	30	31				

1月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
					1	2		
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	29	30		
31								

2月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28								

3月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

4月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
				1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30			

5月							2021 令和3年	
日	月	火	水	木	金	土		
						1		
2	3	4	5	6	7	8		
9	10	11	12	13	14	15		
16	17	18	19	20	21	22		
23	24	25	26	27	28	29		
30	31							



原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2020年12月18日締切り分については、2021年1月15日までに採否を連絡します。

2021年4月23日締切り分については、2021年5月14日までに採否を連絡します。

申請案件は、外部審査委員会により、申請された事業が要件を満たしているか、および以下の審査事項を勘案して総合的に審査されます。

公演の実施

事業遂行力

- 実施体制
- 主催者の過去の公演実績

<加点要素>

海外展開への意識

- 今後の海外公演への意欲
- 海外の聴衆・観客を意識した演出（分野の性質も勘案）

新規性

- リアルタイムフル配信の活用・併用
- 新たなビジネス手法への挑戦
- 文化芸術的要素を取り入れた感染予防対策の実施

積極的な感染症予防対策

- 自治体（保健所を含む）やプレイガイド等との連携口（濃厚接触者の追跡等フォローアップ体制の確保）

地域経済への配慮

- 公演の開催地域に立地するイベント関連事業者の積極活用
- 公演を中止・延期した際のキャンセル料の着実な支払

動画の制作・配信

動画のプロモーション力

- 動画の長さ、収録映像の割合
- 配信期間の長さ
- 分野の性質に適した作りこみ
- 映像作品としての質の高さ
- 言語数
- 動画の本数

動画展開の戦略性

- 自身で実施中のプロモーションとの連携
- メディアプランニングの戦略性（複数メディア活用、メディア間連携）
- 効果的なオウンドメディアの活用
- 物販等のマーケティングへの活用
- 展開先の国・地域の新規性

ブランディング向上への寄与

- 主催者や実演家等の事業活動への中長期的な好影響

新規性

- 動画制作・配信の実績の有無（分野の性質も勘案）

×

費用の合理性

適切な費目の計上

- 補助対象経費の費目の合理性
- 補助対象外経費との適切な切り分け

各費目の予算の合理性

- 相場に照らして合理的な単価、工数等

事業内容との整合性

- 事業内容と収支計画の整合性

※費用によっては、審査委員会で補助対象額に制限がかかることがあります。

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」が「採択」「不採択」を決定しています。なお、外部審査委員会に関する以下の事項は開示しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

採択後、交付決定がされると、(様式2) 補助金交付決定通知書が発行されます。

(様式2) 補助金交付決定通知書

L*****
令和 2年 6月 19日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 殿

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長 松谷孝征

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付決定通知書

令和 2年 5月 27日付で申請のありました、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金については、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 2年 5月 27日付けで申請のありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	●●Live		
事業の目的及び内容	ロックバンド THE JLODSによる無観客ライブの実施		
事業開始日	令和 2年 6月 19日	事業完了日	令和 2年 9月 17日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	10,000,000円	8,000,000円	4,000,000円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。


4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、
(様式 3) 補助金交付申請取下げ届出書を提出ください。

(様式 3) 補助金交付申請取下げ書

L*****
 令和 2年 6月 25日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
 氏名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請取下げ届出書

令和 2年 6月 19日付け L*****をもって交付の決定があった上記補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 7 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
 新型コロナウイルス対策として自治体から再度緊急事態宣言が出されたため。

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	10,000,000円	8,000,000円	4,000,000円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること

52 事業変更

●増額でない場合

- ①公演の内容及び大きく変わる場合（主要な出演者の変更、演出等の大幅な変更等）
- ②公演の様相が大きく変わる場合（無観客公演への変更等）
- ③公演の会場が変わる場合
- ④公演の日時が変わる場合（※）
- ⑤動画配信開始日が変わる場合

①～④の場合は**当初の公演日よりも前**に、⑤の場合は**当初の配信開始日よりも前**に、**（様式 4-2）事業計画変更届出書**を提出する必要があります。

なお、増額がない場合であって、動員人数の大幅な変更の場合には、（様式 4-2）事業計画変更届出書の提出は不要となりました。

ただし、事業変更を行う理由が新型コロナウイルス感染症の拡大防止とは関係ない理由等の場合には、審査委員会で許可されない場合もあります。

※2021年3月1日以降に公演の日時を変更する場合は、以下の「変更届出ができる日」以降に届出をしてください。ただし、事業変更届出書提出時に、既に予算が消化している場合は、事業変更届出書は受け付けられませんので、ご注意ください。

変更後の公演日	変更届出ができる日
2021年3月31日までの公演	2020年10月5日以降
2021年4月30日までの公演	2020年11月7日以降
2021年5月31日までの公演	2020年12月5日以降
2021年6月30日までの公演	2021年1月16日以降



※本事業への申請が2回目以降の事業者様におかれましては、実績報告時までには捺印していただければ申請時に捺印がない場合も許容します。

●前頁の例外

※有観客と生配信の両方で予定されていた公演が、新型コロナウイルス感染症の拡大の原因によって、当日に客入れのみ中止にする場合など、公演日の前に（様式4-2）事業計画変更届出書を提出することが困難であると判断された場合は、特例として、公演日の後でも、事業計画変更届出書を受け付けます。ただし、そのような場合でも、出来るだけ早めに同届出書を提出することを推奨します。なお、その場合は、同届出書に提出が遅延した理由を明記ください。

※予定していた同会場、同演目の複数回公演が、新型コロナウイルス感染症の拡大の原因によって、途中から（または途中まで）延期、または中止せざるを得ない場合は、特例として、複数回公演用の収支計画書で交付決定されている案件に限り、あらかじめ事業計画変更承認申請書を提出することなく、交付決定された公演全体に発生した（支払った）費用総額を実施した公演数で案分した費用を確定検査の際に、提出することが出来るものとします。ただし、総補助金額は、複数回公演用の総交付決定補助金額を上限とし、審査委員会にて判断されます。なお、この場合であっても、延期、中止した公演は、公募要項16頁の申請可能件数が適用されます。

＜具体的な例＞

- ・ 予定していた同会場、同演目の公演数：30
- ・ 交付決定補助対象経費（総額）：3億円
- ・ 交付決定補助金額（総額）：1.5億円
- ・ 1案件（公演）あたりの補助金額：500万円




- ・ 実施した公演数：20
- ・ 支払った補助対象経費（総額）：2.4億円
- ・ 補助金額（総額）：1.2億円
- ・ 1案件（公演）あたりの補助金額：600万円

(様式4-2) 記載例

(様式4-2) 事業計画変更届出書

L XXXXXX
令和2年9月1日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 法人の名称 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金計画変更届出書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり届出します。

記

1. 変更の内容
予定していた会場を変更する。
当初の会場「A会館」から「Bホール」に変更

2. 変更を必要とする理由
当初希望していたキャパシティの会場が抑えられた。

3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
集客数を増やせる。(800名から1000名へ)

4. 変更後の間接補助事業に要する経費の額
(新旧対比)
変更無し

5. 同上の算出基礎

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること


交付決定後に以下のいずれかができない場合は、(様式5) 間接補助事業事故報告書を提出ください。

- ①公演の実施
- ②要件を満たしているプロモーション動画の配信

(様式5) 間接補助事業事故報告書

L*****
令和 2年 6月 19日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金事故報告書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第11条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
新型コロナウイルス感染症の感染者数増加により、国および東京都により、大規模イベント公演の自粛の要請を受けているため。
2. 事故に係る金額
10,000,000円
3. 事故に対して採った措置
公演中止
4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定
なし

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

③実績報告【実施した間接補助事業】の欄は、様式7に反映される必須入力項目です。

実績報告【実施した間接補助事業】※この部分が様式7に反映されます

【実施した事業の目的及び内容（公表）】 必須
 ※いつ、どこで、何を、どのように実施したか 200文字以内

あと200文字

【重点的に実施した事項】
 ※日本発コンテンツの公演実施において、特に注力したこと 必須 200文字以内

あと200文字

※収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信する上で、特に注力したこと 必須 200文字以内

あと200文字

【事業の効果】 必須
 ※日本発コンテンツの公演を実施し、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信することで得られた効果 400文字以内

あと400文字

④入力が完了したら「確認」をクリックし、内容に問題がなければ「提出」をクリックしてください。

J-LODive ファイルダウンロード 申請一覧 お知らせ 個人設定 公演要項・書類等

事業者画面

口座番号 必須 1000000

口座名（カタカナ） 必須 ゲイ★

口座名（漢字） 必須 VIPO

注意事項
 必要な入力が終わりましたら、このページの画面下部の「確認」ボタンを押し、確認ページにて「提出」ボタンを押したうえで「確定検査中（※）」となっていることを確認して下さい。
 ※複数公演を1件にまとめて報告することはできません。必ず1公演につき1件ずつ報告いただくようご注意ください。

← 一時保存 **確認 ▶**

下記に同意して実績報告を行う
 「採択された内容どおり事業を実施のうえ、経費の適切な支出について確認したことをもって実績報告する」

← 戻る **提出 ▶**

④実績報告が完了となります。

J-LODive ファイルダウンロード 申請一覧 お知らせ 個人設定 公演要項・書類等

事業者画面

実績報告 | 完了

実績報告データご入力ありがとうございます。
 実績報告受け付けメールをお送りいたしましたので、ご確認下さい。

← 戻る

「プロモーション動画」については、実績報告のシステム登録前に提出することが可能です。

動画先行提出の手順

①システムにログインし、該当する案件の「報告」をクリックしてください。



先行提出時に入力した情報は、事務局による「システム差戻」まで変更ができなくなるため、仮の情報ではなく正しい情報を入力ください。

②必要項目（次頁を参照ください）を入力し、「動画先行提出」ボタンをクリックしてください。「動画先行提出」ボタンは、「コロナ感染対策」項目の最下部に設置されています。



動画の先行提出においては、実績画面上の下記項目の入力をお願い致します。

画面上の区分名	入力項目名
実績報告対象の 基本情報	「当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用しているか」
	「当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用している場合の案件番号を記載したシート」
事業の実施詳細	公演実施日
	公演時間
	会場名
	会場の住所
	会場の公称座席数（キャパシティ）
	実施した公演は会場に観客を動員（会場動員のみ）したか
	動員ありの場合、観客動員人数（会場動員のみ）
	説明字幕（テロップ等）の言語
	プロモーション動画の本数
	動画1 プロモーション動画のURL
	動画1 プロモーション動画の配信開始日
	動画1 プロモーション動画の配信終了日
	上記公演実施状況撮影動画を閲覧するためのID その他の伝達事項（必要な場合）

60 確定検査

確定検査は、システムにて下記の書類および成果物の提出が必要です。

すべての書類には日付の記載が必要です。

交付決定日以降に発注され、事業完了日までに支払った費用であることを確認します。

確定検査は、下記の書類をもとにシステムで実施します。原則、対面での実施はいたしません。

実績報告書

実施した事業の結果をシステムに入力してください。

収支報告書

指定フォームに、支払先ごとに、費用種別・主な経費内容・支払額等を記載ください。
収入がある場合は、併せて記載ください。

証憑類

請求書や支払い証明（発注日の記載が必須）を支払先・費目ごとに整理して提出ください。

税理士・公認会計士の確認証明書類

税理士または公認会計士によって確認されたことを証明する書類を提出ください。

成果物

その経費により成し遂げることができた成果の証拠等

・動画配信 URL

その他書類（該当者のみ）

償却資産台帳および固定資産税の支払い証明書等

直前年度の決算書類（損益計算書）

相見積の証憑（3社以上）

取得財産管理台帳

財産処分承認申請書

関連案件管理シート

※58頁に記載のとおり、実績報告のシステム登録前に、先行して提出することが可能です。

※採択された日時が異なった案件でも、同一会場で同一演目の複数回公演の場合は、同一会場複数公演用収支報告書を利用することが可能です。

どのような経費でも、**一定の基準で証憑を揃える必要があります。**

請求と支払に関する証拠書類

精算に関する 証拠	支払の 証拠
請求書 及び 請求明細 (単価 × 数量)	支払 証明

合理的な方法で、これらを保管し
時系列に沿って整理してください。

※事前着手費用として認められた費用については、**発注書の提出**も必須となります。

※事前着手費用として認められた費用における発注日は、発注書の日付と一致している必要があります。ただし 2021 年 3 月 15 日以降に確定検査を完了する事業については、事前着手届出書に記載した発注日と発注書の日付が異なる場合であっても、事前着手届出書と発注日が 22 頁の要件を満たし、かつ事前着手届出書における発注日以外の内容が正確である場合には、特別に補助対象経費として認められることがあります。

※発注書は、提出の要否に関わらず、必ず保管しておいてください。
後日確認する場合があります。

※交付額事後調整の対象案件の、対象外費用および収入に関する証拠書類の提出は不要ですが、必要になった際には提出を求めることがありますので、他の証憑類と同様に、補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保管してください。

**！ 上記証憑類（請求書および支払証明）に関して、
税理士または公認会計士による確認が必須となります。**

- ・ 必要な証憑等がすべて添付されているか
- ・ 実績入力情報と証憑および証憑間の日付・金額が整合しているか
- ・ 日付は認められた期間内か

上記の確認項目をチェックした税理士または公認会計士による記名および登録番号の記載を行った確認書を証憑類と併せて提出してください。

成果物として提出いただくプロモーション動画について

プロモーション動画に対する要件が、大幅に緩和され、現在確定検査中の案件にも適用されます。現在事務局より修正依頼をしている案件のうち、要件の緩和により修正および再提出の必要がなくなる案件については、事務局から順次その旨のご連絡をします。

62 確定検査

補助を受ける事業者が、事業の全部や一部を他者に委託する場合およびその委託先が委託された事業の全部や一部を他者に委託する場合は、委託先や再委託先にも事業者同様の証憑類を保管・整理させ、事業者がこれらを提出する必要があります。

委託先や再委託先にもこの補助金の費用のルールを理解させ、委託先への支払時には必ず事業者自身でも検査を行ってください。

なお、外注の場合でも、外注先が再外注する場合、再外注における証憑類の提出が必要となる場合があります。詳細は、下記を参照下さい。

委託(委任契約・準委任契約)	外注(請負契約)
「行為の遂行」を目的とした契約（民法第 643 条および 656 条）	「仕事の完成」を目的とした契約（民法第 632 条）
事業者が委託先に対し、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進める場合 ●他の事業者へ事業主体を移管する場合 ●一定の予算で業務遂行を依頼する場合	事業者が請負先に対し、明確な指示や仕様に基づいて発注を行い、請け負った者は、事業者の指示に従う場合 ●明確な納品物がある場合 ●物の手配や調達を依頼する場合 ●役務提供において特定の成果・結果を求める場合
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>委託(委任・準委任契約)の場合 委託先の委託先まで</p> <pre> graph TD A[補助を受ける事業者] --> B[委託(準委任契約)] B --> C[委託(準委任契約)] </pre> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>委託(委任・準委任契約)の場合で 委託先が再委託を行う場合 その再委託先の外注先まで</p> <pre> graph TD A[補助を受ける事業者] --> B[委託(準委任契約)] B --> C[委託(準委任契約)] C --> D[外注(請負契約)] </pre> </div> </div> <p>※再委託の構造が何重であっても同様です。</p>	<p>※外注の場合には、原則として、直接の外注先との契約に関する証憑類を提出することで足りませんが、例外的に、外注先が再外注する場合において、直接の外注先との間の取引に関する証憑類によっては明細等が明らかでないような場合には、再外注における証憑類も提出する必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>外注(請負契約)の場合 その外注先まで</p> <pre> graph TD A[補助を受ける事業者] --> B[外注(請負契約)] </pre> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>外注(請負契約)の場合で 請負先が再外注する場合 (直接の外注先との間の証憑類 では明細が不明の場合) 再外注の外注先まで</p> <pre> graph TD A[補助を受ける事業者] --> B[外注(請負契約)] B --> C[外注(請負契約)] </pre> </div> </div>

収支報告書に下記のとおり記載し、提出ください。

指定フォームに、請求書ごとに下記を記載してください。

(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

- 支払先名
- 費用種別 (プルダウン)
- 主な経費内容
- 支払方法 (プルダウン)
- 支払額
- 補助対象外となる費用
- 補助対象外となる理由
- 発注日
- 請求日
- 支払日

※発注日が記載されていない場合、対象外となります。
 ※チケット収入に加え、他の収入 (概算で可) についても、確定検査時に報告していただきます。
 ※複数回公演用を利用する場合、同ファイル内別シート「複数公演管理台帳」についても必ずご記入ください。

【注意事項】

請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

(例) 請求書の金額 : 100,000 円 (税込)

算出した消費税 : 9090.90・・・ →端数切り上げ後 : 9,091 円

※採択された日時が異なる案件でも、同一会場で同一演目の複数回公演の場合は、同一会場複数公演用収支報告書を利用することが可能です。

64 確定検査

特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、複数の申請について動画を制作・配信したとみなされる場合（公募要項 12 頁参照）や、複数の会場の公演の収録映像を組み合わせた動画または特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって複数の申請について動画を制作・配信したとみなされる場合（公募要項 12 頁参照）、以下の通り、関連する案件番号のリストを提出ください。

※同一プロモーション動画を複数の案件に使用している場合は、実績報告画面から Excel ファイル（「関連案件管理シート」）をダウンロードのうえ、該当する案件番号を記載頂き、実績報告画面に添付してください。

事業者名	株式会社〇〇〇〇
事業名	〇〇〇〇における〇〇〇〇
案件番号	Lxxxxx

1. 当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用している場合、該当する案件番号を記載下さい。

No	案件番号
1	Lxxxxx
2	Lxxxxx
3	Lxxxxx

「感染予防対策の証憑となる動画」について、事務局では特に下記項目を確認しております。ただし、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の改廃に応じて、確認項目は随時刷新しておりますので、あくまで目安としてお考え下さい。

<会場の入り口 等>

- ✓ 手指消毒用の消毒液の設置有無
- ✓ 入口付近の人の密集度合い、密集回避策の実施（入場規制や入場待機列の整備など）
- ✓ 来場者と対面するスタッフのマスク着用有無

<ロビー・休憩スペースがある場合 及び 公演中に休憩がある場合 >

- ✓ ロビー・休憩スペースにおける人の密集度合い

<スタンディングの場合の会場内>

- ✓ 舞台と観客席最前列の間隔確保、観客同士の接触防止や飛沫防止策

※定点カメラによって撮影された動画も許容します。

※万が一、当該公演において新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、実績報告時にその旨あわせてご報告ください。

66 確定検査

税理士・公認会計士確認書について、専門家による確認が完了したことを示す確認書を記載していただき、提出ください。

記入例	
特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷 孝征 殿	令和2年 9月 1日
公認会計士・税理士 氏名 登録番号 連絡先電話番号 所属事務所等名	税理士 税務 太郎 1 2 3 4 5 6 XX-XXXX-XXXX 〇〇会計事務所
令和2年度「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」に係る収支報告書及び証憑類について、補助金公募要項を参照の上、下記のとおり確認しました。	
記	
1. 確認した交付決定案件	
間接補助事業者名 案件番号	株式会社〇〇〇〇 L1 XXXXXX
2. 確認内容	
<input checked="" type="checkbox"/>	公募要項において提出が求められている証憑類が添付されていること
<input checked="" type="checkbox"/>	収支報告書と証憑類の日付・金額が整合していること
<input checked="" type="checkbox"/>	収支報告書及び証憑類の日付は公募要項において認められた期間内であること
3. 特記事項	
該当なし	
以上	

確認書は、「確定検査」において求められているものです。専門家による確認要領については、「確定検査における税理士・公認会計士向けガイドライン」を参照ください。

支払は**銀行振込**を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳の場合

通帳の表紙および該当ページを pdf で添付ください。



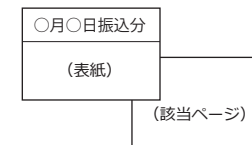
ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください。
※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。



通帳がないオンラインバンキング等の場合

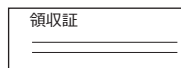
通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を pdf で添付ください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当ページを抽出して整理して下さい。



現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。

高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求めます。



クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細（請求明細）の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。



小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



❗ 手形の支払期日（満期日）が事業完了日前でなければならぬので十分ご注意ください。

68 確定検査

プレイガイドへ支払ったチケット販売手数料等については、プレイガイドが発行した「**精算明細書**」が発注、請求、支払に関する証拠書類となります。

チケット販売手数料の発注日、請求日、支払日については、「精算明細書」の発行日とします。

<精算明細書サンプル>

【明細内訳】		支払金額 (販売額合計+手数料総額+その他積戻合計)					35,814 円	
席種	販売区分・受付名称	席数 (販売件数)	販売単価	販売額	手数料額	手数料率%	手数料総額	
全席指定	チケット・アクセス先着受付	4	6,500	26,000		8.00	2,080	
	<特別限定> チケット・アクセス先着受付	2	6,500	13,000		8.00	1,040	
	席種合計	6		39,000			3,120	
販売合計		6		39,000			3,120	

【精算内訳】		販売額合計		手数料総額	
		39,000 円		3,120 円	

【その他積戻】		1) チケット用紙代		6枚 X 10 円 X 外税 10% =		66 円	
		2) 途中発券用紙代		枚 X 円 X 外税 % =		円	
		3) 残券発券用紙代		枚 X 円 X 外税 % =		円	
		4) 発券代行費用		枚 X 円 X 外税 % =		円	

【発行・公演】		THE J-LODS	
会場名	YYYホール	公演日	2020/9/25 (金)
振込先銀行	ZZZZZ銀行	発売日	2020/6/6 (土)
支店	ZZZZ支店	支払日	2020/10/15 (木)
種別	普通	精算区分	興行終了後自動精算
口座番号	1111-222-1234567	仕入形態	委託
口座名義人	カ) OOOOOO		

【基本情報】		精算明細書		2020/10/2	
〒XXX-XXXX 中央区某地4-1-1 株式会社OOOO		△△ 様		(株) チケット○○○○	

対象となる費用が取得財産となる場合、(様式 11) 取得財産管理台帳を提出ください。
 また、取得財産として報告したものを処分する場合、(様式 12) 財産処分承認申請書を提出ください。

(様式 11) 取得財産管理台帳

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式 12) 財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名 印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金財産処分承認申請書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

(1) 処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日(処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等。))

2. 処分理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

70 注意事項

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会の審査によって補助金が減額されることがあります。

以下の場合はその事業者が補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。また、同事業者は今後同様の補助金の申請が出来なくなります。

- ①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。
- ④事業者が、「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

! **すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助金の支払いを受けた後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する費用を返還いただくことがあります。

! **この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。**

補助を受けた事業は公表されます

①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<https://info.gbiz.go.jp/>

②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。

効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況(PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等)等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

書類は5年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管する必要があります。また、プロモーション動画および感染予防対策の証憑となる動画についても、DVDやUSB等で5年間保管する必要があります。

 **J-LODive** コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

補助金公募要項

発行

 **VIO** Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 **映像産業振興機構**